

紀美野町建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、紀美野町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に該当するかどうかについての調査を行う必要がある場合の調査基準価格及び調査の実施に関し必要な事項を定める。

(低入札価格調査)

第2条 町長は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該入札価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、適当であるかどうかを決定しなければならない。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として予定価格（消費税を含む。以下同じ。）が5,000万円以上のものとする。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格の75%から92%の範囲内とし、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

(1) 建設工事（次号に定める建築工事を除く。）にあっては、次に掲げる額の合計額（千円未満は切捨てる。以下同じ。）とする。

- ア 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- イ 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

(2) 建築工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事等）にあっては、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 直接工事費相当額(直接工事費に100分の90を乗じて得た額)に100分の97を乗じて得た額
- イ 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の100分の10を加えた額)に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

(3) 前2号の規定にかかわらず、特別なものについては、町長が別に定める額とする。

2 調査基準価格は、書面に記載の上封書にし、開札の際、開札場所に置かなければならない。

(入札参加者への周知)

第5条 町長は、調査基準価格を設けたときは、入札参加者に次に掲げる事項を周知しなけ

ればならない。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び調査に協力すべきこと。
- (4) その他町長が必要と認める事項
(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対して落札者の決定を保留することを宣言し、低入札価格調査を行った後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施及び報告)

第7条 当該工事を所管する課長は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、最低価格の入札者に次に掲げる書面を提出させて、当該事項について調査を開始するものとする。

- (1) 低入札価格調査報告書(様式第1号)
- (2) 入札理由書(様式第2号)
- (3) 入札金額の積算内訳書
 - ア 積算内訳書(様式第3-1号)
 - イ 下請予定内容報告書(様式第3-2号)
 - ウ 共通仮設費(率分)内訳書(様式第3-3号)
 - エ 現場管理費内訳書(様式第3-4号)
 - オ 一般管理費内訳書(様式第3-5号)
 - カ 資材単価一覧表(様式第3-6号)
 - キ 機械損料・賃料一覧表(様式第3-7号)
- (4) 調査対象工事に関連する手持工事の状況(様式第4号)
- (5) 配置予定技術者等名簿(様式第5号)
- (6) 調査対象工事に使用する手持資材の状況(様式第6号)
- (7) 資材購入先一覧(様式第7号)
- (8) 調査対象工事に使用する手持機械の状況(様式第8号)
- (9) 労務者の確保計画(様式第9号)
- (10) 建設副産物の搬出先(様式第10号)
- (11) その他必要と認められる書類

2 当該工事を所管する課長は、前項の調査終了後、低入札価格調査報告書及び事情聴取結果を低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

3 前項の委員会は、紀美野町建設等業者選定審査委員会と同じ委員で構成するものとする。

(委員会の審議等)

第8条 前条第2項の報告があった時は、委員会は、最低価格の入札者の当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて審議を行い、適否を決定

し、審議結果を町長に報告する。

(調査後の落札者の決定)

第9条 町長は、低入札価格調査を行った結果、次に定めるところにより取扱いを決定する。

- (1) 調査の結果、最低価格の入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、速やかに最低価格の入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。
- (2) 調査の結果、最低価格の入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした他の者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。
- (3) 町長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格の入札者に対しては落札者とし、しない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(落札者とし、しない場合の基準)

第10条 低入札価格調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、その者を落札者とし、しない。なお、判定基準については別記のとおりとする。

- (1) 指定期日（開札をした日の翌日から起算して5日以内。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）までに調査様式（第7条第1項各号に掲げる書面）の提出がない場合
- (2) 低入札価格調査に協力しない場合
- (3) 積算の内訳が設計仕様書等に適合しない場合
- (4) 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本的事項違反等であると認められる場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合。

(補足)

第11条 この要領に定めのないものについては、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。